

容量市場 実務説明会

容量停止計画の調整業務

(実需給年度の2年度前に行う容量停止計画の調整)
(対象実需給年度：2025年度)

2023年6月27日

電力広域的運営推進機関

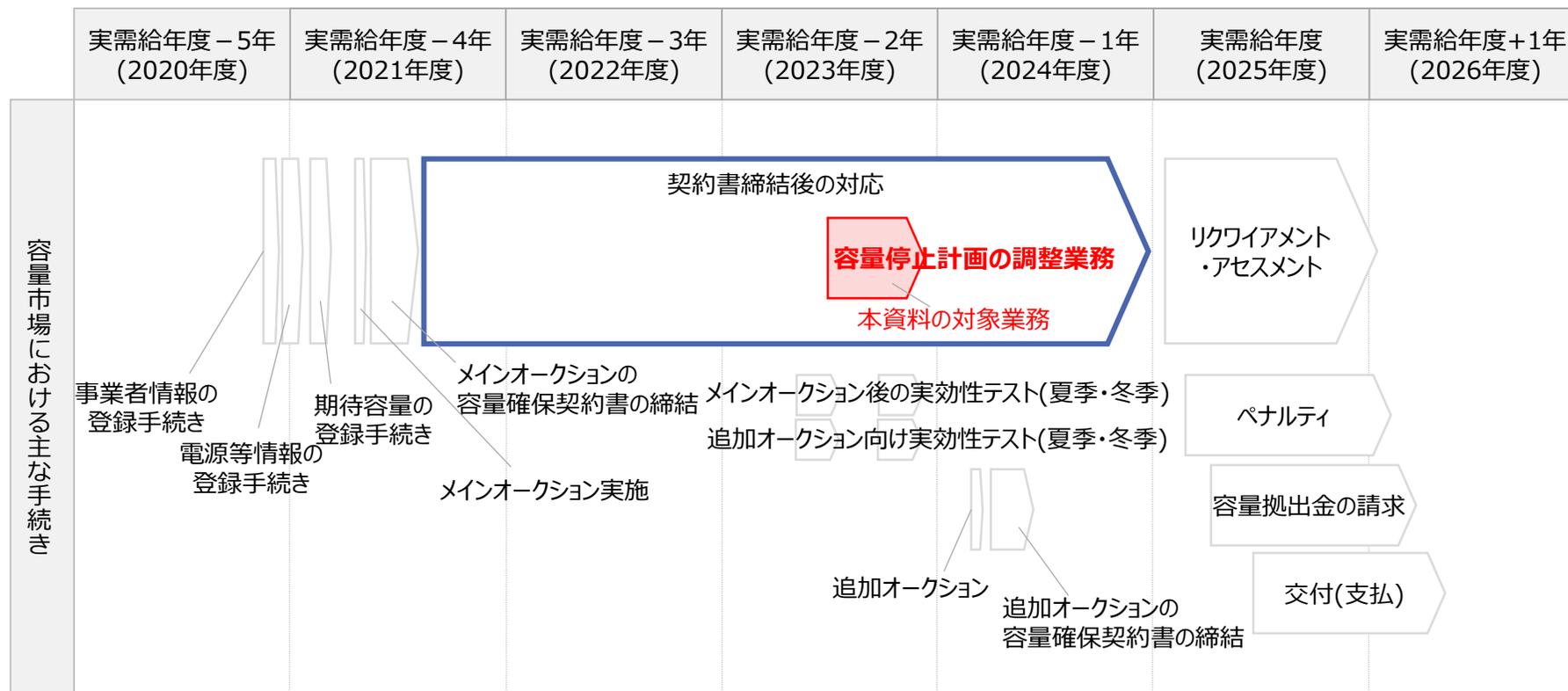
1. 本資料の対象業務
2. 容量停止計画の調整業務に係る手続の全体像
3. 容量停止計画の提出手続
4. 容量停止計画の調整手続
5. 容量確保契約金額の減額の確定手続
6. FAQ
7. 参考

1. 本資料の対象業務①

容量市場業務全体像における容量停止計画の調整業務の位置づけ

- 本資料では、**安定電源と変動電源(単独)**が、実需給年度2年度前(2023年度)に実施する必要のある容量停止計画の調整業務の手続きおよび留意点を説明します。
- なお、この資料で説明する**容量停止計画の調整業務**は、実需給中のリクワイアメントである**計画停止**とは別のリクワイアメントとなります。

【容量市場全体スケジュール（参加登録～実需給年度中）】



1. 本資料の対象業務②

容量停止計画の調整業務を実施する電源等と目的

- 容量停止計画の調整業務は、メインオークションにて容量確保契約を締結した安定電源と変動電源(単独)[※]、およびその差替先となった電源についてのリクワイアメントの一つとなります。

本業務の対象となる電源等

メインオークションで容量確保契約
締結済みの安定電源・変動電源(単独)[※]

メインオークションで容量確保契約
締結済みの安定電源・変動電源(単独)[※]
の差替先となった電源等

容量停止計画の調整業務を行う目的

- 容量確保契約を締結した対象となる電源に対して、定期補修・中間補修等の容量停止計画を実需給年度2年度前に調整することで、各エリア・各月の供給信頼度を確保することを目的としています。
- 安定電源・変動電源(単独)[※]のリクワイアメントの一つ
(ご参考：募集要綱(対象実需給年度：2025年度)「第7章 契約条件 3.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」)

※変動電源(アグリゲート)、発動指令電源は対象外

1. 本資料の対象業務③

容量停止計画の調整業務を実施する作業等の考え方

- 実需給年度において対象となる作業等に伴い、電源の出力が停止又は抑制する計画がある場合、容量停止計画を提出します。

本業務の対象となる作業等※1

対象となる作業等の考え方

電源等の維持・運営に必要な作業に伴い
出力停止等する場合

- 「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修
- 上記ガイドラインにより供給計画に計上される作業等

流通設備作業等※2に伴い
出力停止等する場合

- 流通設備作業等に伴う発電機の出力停止及び抑制

地元自治体との協定等の
履行に伴い出力停止等する場合

- 供給計画に計上されている出力停止等を対象とする

※1 事故※3や運用による供給力の減少、燃料制約等に起因する出力停止等は、実需給年度2年度前に行う容量停止計画の調整業務の対象外となります。

一方で、実需給期間中の出力停止等は、実需給期間中の計画停止のリクワイアメントの対象となります。詳細につきましては、今後公表される業務マニュアルをご参照ください。

※2 高圧及び低圧等の流通設備作業は本業務の対象外となります。

※3 事故等の電源トラブルにより長期停止が必要となり、実需給年度に出力低下する場合は調整業務の対象となります。

1. 本資料の対象業務④

容量停止計画の出力可能容量の算定方法の考え方（1/2）

- 出力可能容量の算定は供給計画への供給力計上と**整合**を図っていただく必要があります。供給計画への供給力計上は「**電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン**」等もご参照ください。
- 容量停止計画の**出力可能容量を算定**する際の留意点を以下にまとめます。

- 計画補修は、**定期補修**および**中間補修**※1とし、付帯作業等も考慮した補修日数

※1：日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な場合は、停止電力として見込まない

- 計画補修による停止電力は原則、**月平均値**

- 月を跨ぐ作業計画は、それぞれの**月単位に分けて算定**

- 調整係数が適用される電源（**純揚水**）の出力可能容量は**調整係数を乗じて算定**※2

※2：供給計画における調整係数が適用される電源の停止電力の反映方法は次頁にて説明

- **変動電源（単独）**は調整係数に停止電力が考慮されているため、**停止電力を0 kW**として出力可能容量を算定

- 本機関が「2023年度供給計画で**供給区域毎に指定する記載断面** ②月間計画の算定期間、指定時」において提示する算定期間として設定する「月間」、「前半（1日～15日）」、「後半（16日～30日）」※3の平均値として算定

※3：歴日数が31日の月は、後半の算定期間は16日～31日となる。

- 応札単位に電源が複数あり、計画補修時においても出力可能容量の合計値が応札単位のアセスメント対象容量※4を下回ることがなければ、容量停止計画の提出の省略が可能

※4：純揚水はアセスメント対象容量に調整係数を乗じた値と出力可能容量を比較

1. 本資料の対象業務④

容量停止計画の出力可能容量の算定方法の考え方 (2/2) (調整係数について)

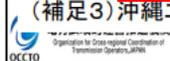
- 調整係数が適用される電源の供給力算定方法は次のとおり停止電力を反映してください。
 - 発電方式の区分（下表の電源種別）が**純揚水**の場合は、**個別に停止電力を算定**し、出力可能容量を算定
 - 発電方式の区分（下表の電源種別）が**純揚水以外**は、調整係数に停止電力が考慮されているため、**停止電力を0kWとして出力可能容量を算定**

太陽光・風力・自流式水力・揚水式水力の供給力算定方法について

5

電源種別		2023年度供給計画	
太陽光	全量	設備量※1 × 調整係数	
	余剰	(設備量(発電端値) - 自家消費分) × 調整係数	
風力		設備量※1 × 調整係数	
自流式水力※2		設備量※1 × 調整係数 + 調整能力	
		調整池使用計画	
貯水池式水力		貯水池使用計画	
揚水式水力 ※3※4	純揚水	設備量※1 × 調整係数※5	
	混合揚水	潜在計算有り	設備量※1 × 調整係数※5※6
		潜在計算無し	貯水池式水力に準じる

- ※1 設備量は基本的には送電端値(太陽光(全量)・風力は発電端値=送電端値とみなす)
- ※2 調整係数を用いるかどうかは各社判断。調整係数を用いない場合は、調整池使用計画等により算出
- ※3 計画補修がある場合の供給力の算定方法はP7、8参照
- ※4 供給力評価にあたり、考慮すべきリスク(溢水回避のための裕度、有効水位減による発電出力減等)がある場合は、各発電事業者が考慮すべきリスクを踏まえて運転継続時間を選択する
- ※5 補修や上池の水位制約を考慮した運転継続時間にあつた値を使用。なお、純揚水と混合揚水の調整係数は同一
- ※6 自流分は池容量に加算したうえで運転継続時間を算出
- (補足1) 電源 I 供給力については、発電事業者にて調整係数を用いて計上する。
- (補足2) 調整係数は基本停止電力が考慮されて算出されているが、揚水の調整係数は考慮されていないため、個別に停止電力の差し引きが必要。
- (補足3) 沖縄エリアにおいても、調整係数を使用し再エネ等の供給力を算出する。



1. 本資料の対象業務⑤

容量停止計画の提出に関する具体例 (1/5)

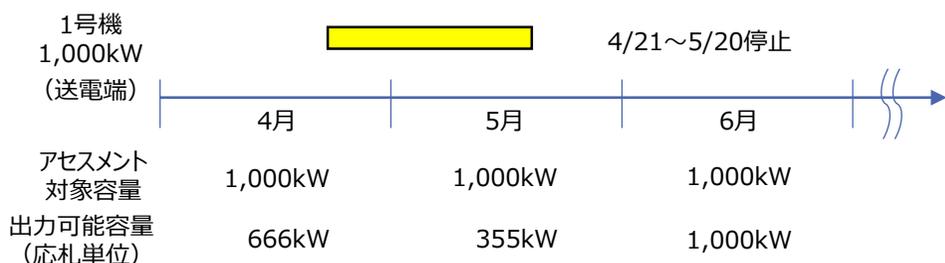
■ 容量停止計画を提出する際の具体的な考え方と想定ケースを示します。

- 応札単位での各月アセスメント対象容量に対して、作業等で**出力可能容量が下回る**場合に、容量停止計画を提出
- 原則、**作業単位**※で容量停止計画を作成

※一連の作業として同時に実施する場合、作業を集約して容量停止計画を作成することも可

- 応札単位に複数電源がある場合及び同時期に複数の作業がある場合、応札単位での出力可能容量と個別の容量停止計画で提出する**出力可能容量の合計**は整合を取る必要がある
- 応札単位に複数電源があり、作業のない号機についても**出力可能容量に影響がある場合**は容量停止計画を提出

ケース1：標準ケース



【容量停止計画の作成例】

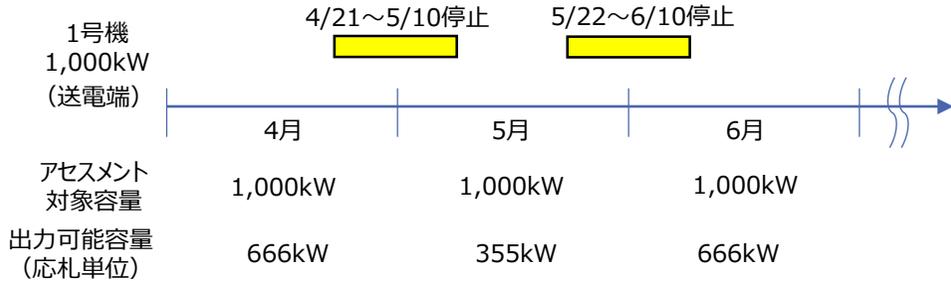
号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/21～4/30	666kW	$1,000 - (1,000 \times 10/30)$
1	5/1～5/20	355kW	$1,000 - (1,000 \times 20/31)$

月を跨ぐ場合は、月単位に作成

1. 本資料の対象業務⑤

容量停止計画の提出に関する具体例 (2/5)

ケース2：同月に複数作業がある場合



【容量停止計画の作成例】

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/21~4/30	666kW	1,000 - (1,000 × 10/30)
1	5/1~5/10	677kW	1,000 - (1,000 × 10/31)
1	5/22~5/31	677kW	1,000 - (1,000 × 10/31)
1	6/1~6/10	666kW	1,000 - (1,000 × 10/30)

同月に複数作業がある場合は、それぞれの作業として作成

<同月に同一号機の複数作業がある場合の応札単位での出力可能容量（期間の重複なし）>

$$\begin{aligned} & \text{応札単位での出力可能容量} \\ & = \sum (\text{各作業の出力可能容量}) - \text{供給力} \times (\text{計画の数} - 1) \end{aligned}$$

$$\text{各作業の出力可能容量} = \text{供給力} - \text{停止電力}$$

$$\begin{aligned} & \text{上記例の4月の応札単位での出力可能容量} \\ & = 666\text{kW} - 1,000\text{kW} \times (1 - 1) \\ & = 666\text{kW} \end{aligned}$$

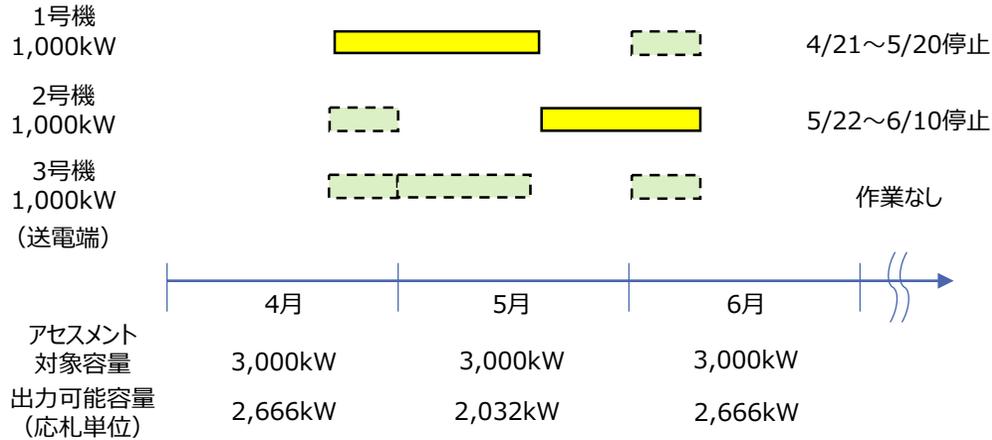
$$\begin{aligned} & \text{上記例の5月の応札単位での出力可能容量} \\ & = (677\text{kW} + 677\text{kW}) - 1,000\text{kW} \times (2 - 1) \\ & = 354\text{kW} \end{aligned}$$

1. 本資料の対象業務⑤

容量停止計画の提出に関する具体例 (3/5)

ケース3：応札単位の複数電源

(アセスメント対象容量3,000kW = 各電源の供給力 (送電端) 合計)



【容量停止計画の作成例】

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/21~4/30	666kW	1,000 - (1,000 × 10/30)
1	5/1~5/20	355kW	1,000 - (1,000 × 20/31) + 1※
2	5/22~5/31	677kW	1,000 - (1,000 × 10/31)
2	6/1~6/10	666kW	1,000 - (1,000 × 10/30)

容量停止計画の提出がある月は、作業のない電源についても容量停止計画の提出が必要であるが、出力可能容量に影響がない場合は、提出の省略が可能
 4月：2, 3号機、5月：3号機、6月：1, 3号機の提出を省略
 ※5月の応札単位での出力可能容量に合わせるため調整

< 応札単位の複数電源がある場合の応札単位での出力可能容量 >

応札単位での出力可能容量
 = Σ (各電源の出力可能容量)

各電源の出力可能容量：ケース2 算定方法に準じる
 容量停止計画が提出されていない電源は停止電力0kWで計上

上記例の4月の応札単位での出力可能容量
 = 666kW + 1,000kW + 1,000kW
 = 2,666kW

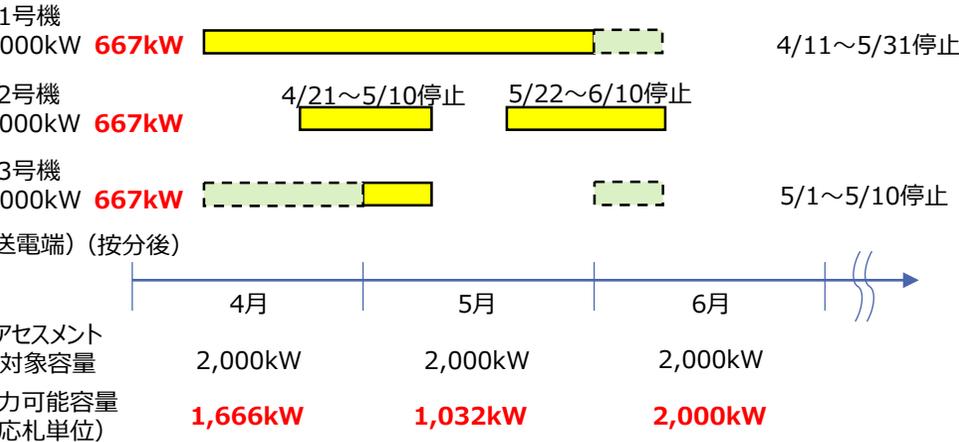
上記例の5月の応札単位での出力可能容量
 = 355kW + 677kW + 1,000kW
 = 2,032kW

1. 本資料の対象業務⑤

容量停止計画の提出に関する具体例 (4/5)

ケース4：応札単位に複数電源

(アセスメント対象容量2,000kW < 各電源の供給力 (送電端) 合計)



【容量停止計画の作成例】

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/10~4/30	555kW*	667 - (667×20/30) + 333
2	4/21~4/30	444kW	667 - (667×10/30)
1	5/1~5/31	0kW	667 - (667×31/31)
2	5/1~5/10	570kW	667 - (667×10/31) + (333×11/31)
2	5/22~5/31	452kW	667 - (667×10/31) + 1
3	5/1~5/10	677kW*	667 - (667×10/31) + 225 + 1
2	6/1~6/10	666kW*	667 - (667×10/30) + 222

応札単位で各電源の出力可能容量の合計と整合を取るように容量停止計画を提出
 ※作業のある電源の出力可能容量を補正し、応札単位での出力可能容量と整合を取る
 各電源の出力可能容量への配分は任意に設定可

【上記例の出力可能容量の考え方】

応札単位の出力可能容量 = Σ (各電源の出力可能容量)

・4月の応札単位での出力可能容量

$$1,666kW = 555kW + 444kW + 667kW$$

1号機は+ 333kW修正し、応札単位のアセスメント対象容量に整合

3号機は容量停止計画未提出のため、停止電力0kW(667kW)で評価

・5月の応札単位での出力可能容量

$$1,032kW = 0kW - (570kW + 452kW - 667kW) + 677kW$$

2号機は複数計画提出時の出力可能容量の考え方 (ケース2参照)

3号機は+ 225kW修正し、応札単位のアセスメント対象容量に整合

・6月の応札単位での出力可能容量

$$2000kW = 667kW + 666kW + 667kW$$

2号機は+ 222kW修正し、応札単位のアセスメント対象容量に整合

1、3号機は容量停止計画未提出のため、停止電力0kW(667kW)で評価

※アセスメント対象容量 < 各電源の供給力 (送電端) 合計の場合は、次の手順で容量停止計画を作成

①作業停止時の応札単位での出力可能容量を確認

上記例の電源と作業予定では応札単位での出力可能容量は次のとおり

4月：1,666kW、5月：1,032kW、6月：2,000kW

②各作業の容量停止計画を作成

アセスメント対象容量を各電源の供給力 (送電端) で按分した供給力を基準とし、出力可能容量を算定

1号機の供給力(按分後)

$$667kW = 1,000kW \times 2,000kW \div (1,000kW + 1,000kW + 1,000kW)$$

③応札単位のアセスメント対象容量と整合を取るよう出力可能容量を修正

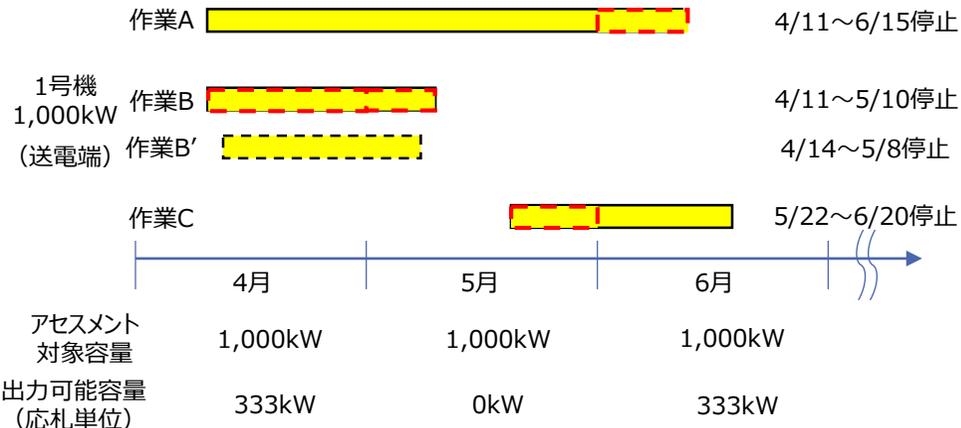
出力可能容量は応札単位でのアセスメント対象容量と整合を取るよう設定

容量停止計画の提出がない電源は停止電力0kWとして評価

1. 本資料の対象業務⑤

容量停止計画の提出に関する具体例 (5/5)

ケース5：同一電源で複数作業が重複している場合



- ・4/11~5/10、5/22~6/15の間で作業が重複
- ・作業B'が作業Bの停止期間内で実施される場合、作業Bに集約して提出が可能
上記例において、作業B'は作業Bに集約して容量停止計画を作成

【容量停止計画の作成例】

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/11~4/30	333kW	1,000 - (1,000 × 20/30) … 作業A
1	4/11~4/30	1,000kW※	1,000 - (1,000 × 0/30) … 作業B
1	5/1~5/31	0kW	1,000 - (1,000 × 31/31) … 作業A
1	5/1~5/10	1,000kW※	1,000 - (1,000 × 0/31) … 作業B
1	5/22~5/31	1,000kW※	1,000 - (1,000 × 0/31) … 作業C
1	6/1~6/15	1,000kW※	1,000 - (1,000 × 0/30) … 作業A
1	6/1~6/20	333kW	1,000 - (1,000 × 20/30) … 作業C

応札単位で各作業の出力可能容量の合計と整合※を取るように容量停止計画を提出
 ※各作業への配分は任意に設定可
 上記例では4、5月は作業Aに、6月は作業Cに停止量を織り込み、他作業の停止電力を0kWとして作成

<作業が同月に複数ある場合の応札単位の出力可能容量と各作業の出力可能容量の関係>
 応札単位での出力可能容量

$$= \sum (\text{各作業の出力可能容量}) - \text{供給力} \times (\text{計画の数} - 1)$$

各作業の出力可能容量 = 供給力 - 停止電力

上記例の4月の応札単位での出力可能容量

$$= (333\text{kW} + 1,000\text{kW}) - 1,000\text{kW} \times (2 - 1)$$

$$= 333\text{kW}$$

上記例の5月の応札単位での出力可能容量

$$= (0\text{kW} + 1,000\text{kW} + 1,000\text{kW}) - 1,000\text{kW} \times (3 - 1)$$

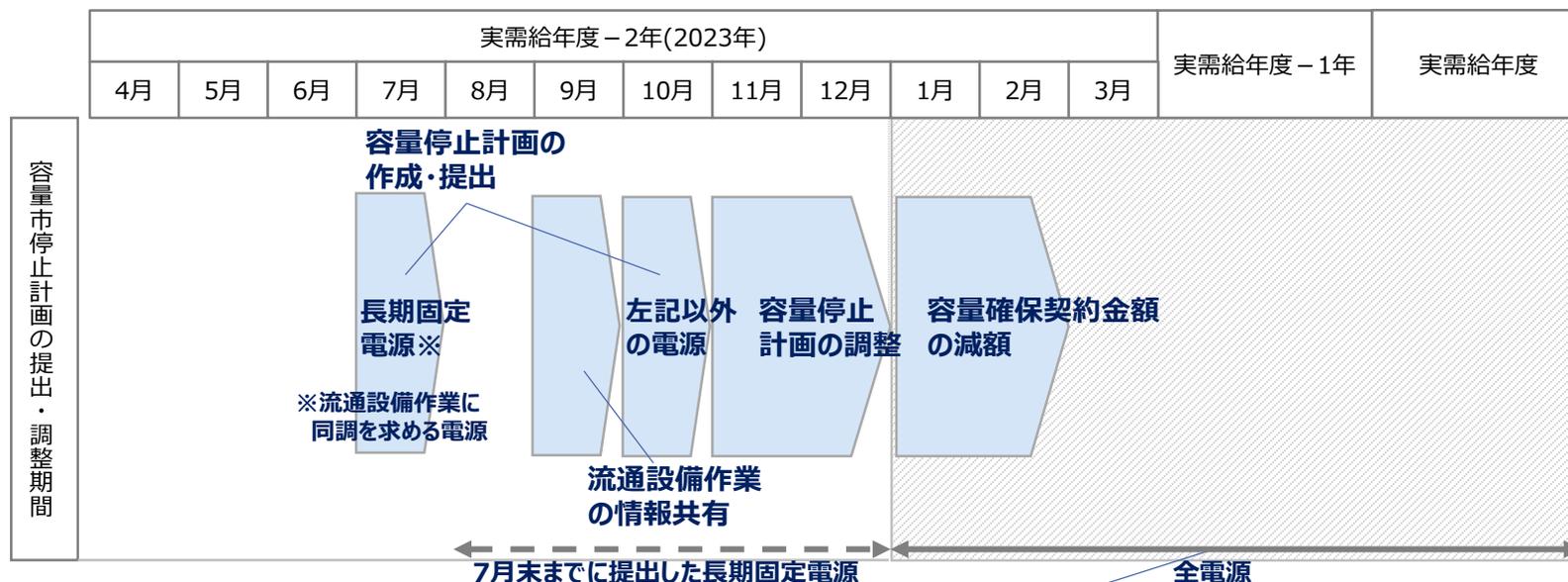
$$= 0\text{kW}$$

1. 本資料の対象業務⑥

容量停止計画の調整業務に係る業務の全体スケジュール

- 容量停止計画の**提出や調整**は、それぞれ**指定期間内**に実施していただく必要があります。スケジュールに関する留意点の詳細については業務マニュアル(容量停止計画の調整業務編)もご参照ください。
- 2023年11月以降の調整手続き期間においては、**原則容量停止計画の新規の提出はできません**。

【容量停止計画の調整業務に係る全体スケジュール】



⊘ 容量停止計画の追加・変更原則禁止

容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。同様に、電源の出力停止等を伴う流通設備作業についても、原則として、容量停止計画の調整期間の終了以降は、追加・変更は認めないこととします。

ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因による追加・変更はこの限りではありません。

なお、やむを得ない理由により、容量停止計画の調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとします。他事業者等との調整終了後に本機関に連絡した上で、容量市場システムに容量停止計画を登録してください。

また、容量停止計画の変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される経済的ペナルティの1.5倍の経済的ペナルティが科される場合があります。ただし、流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更はこの限りではありません。

- 容量停止計画の調整業務に係る手続を実施するときに参照すべきマニュアルは以下2種類です。
- 本説明会資料は、業務マニュアル(容量停止計画の調整業務編)を基に、主にシステム画面の操作を含む業務の手順や留意点を記載しています。

業務マニュアル 容量停止計画 の調整業務編

- 具体的な手続きや主要なシステム操作方法など、容量停止計画の調整業務を円滑に行っていたくために必要な情報を記載しています。
- **【容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編】**
https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2025_jitsujukyu_kanren.html

容量市場 システム マニュアル

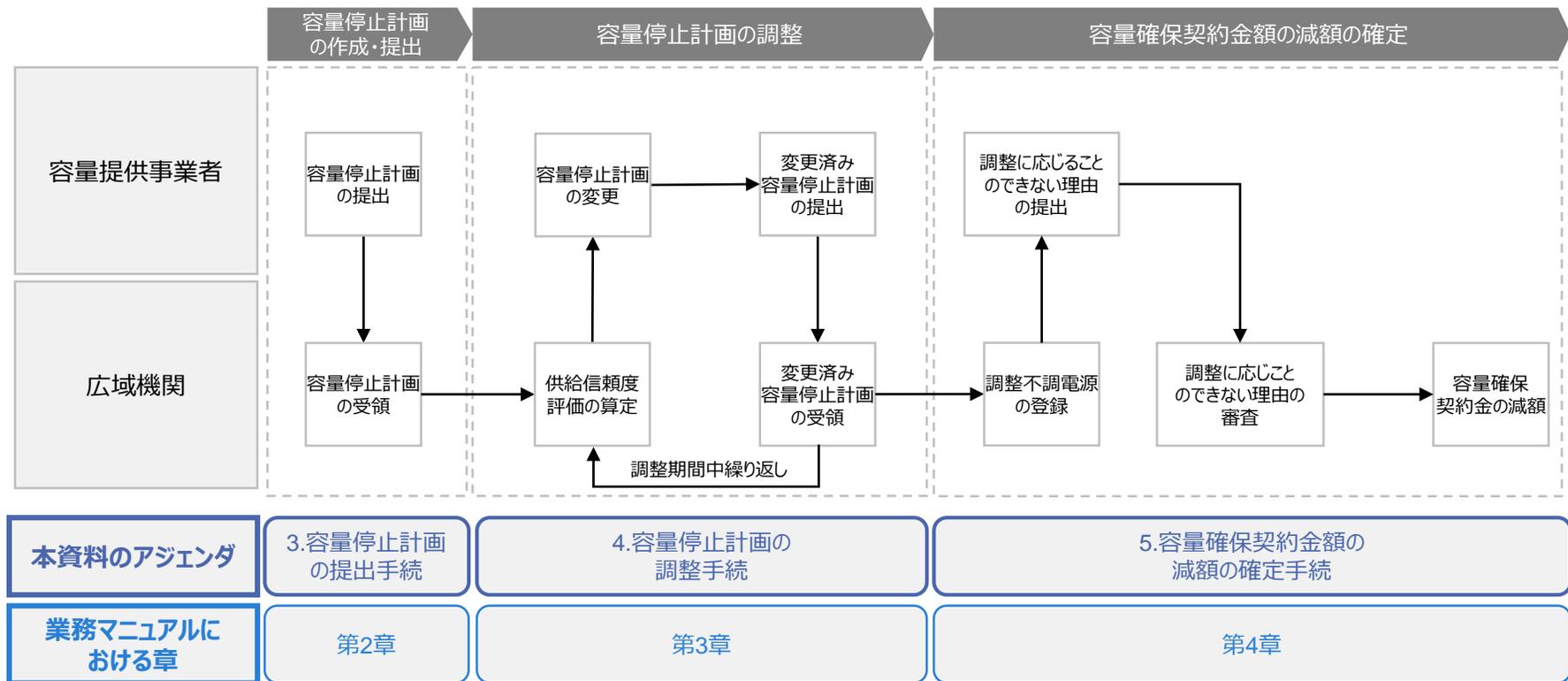
- 容量市場システムのログイン方法や入力方法、操作方法について、補助的な機能も含め詳細に記載しています。
- **【容量市場システムに関する利用規約・システムマニュアル】**
https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html
 - (参考) 180_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理
 - 181_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理_別冊
 - 500_容量市場システムマニュアル_別冊_ファイル項目一覧(シート:031、032、032補足)
 - 880_容量市場システムマニュアル_容量停止計画情報一括登録_サンプル
 - 890_容量市場システムマニュアル_容量停止計画情報一括変更_サンプル
 - 891_容量市場システムマニュアル_容量停止計画情報一括登録変更_サンプル

2. 容量停止計画の調整業務に係る手続の全体像

容量停止計画の調整業務に係る業務のフロー

- 容量停止計画の調整業務に係る手続の全体像は以下の通りです。
- 次頁以降にて手続きの留意点をご説明します。容量市場システム操作が必要な手続きについては、システム画面と合わせて手順をお示しします。

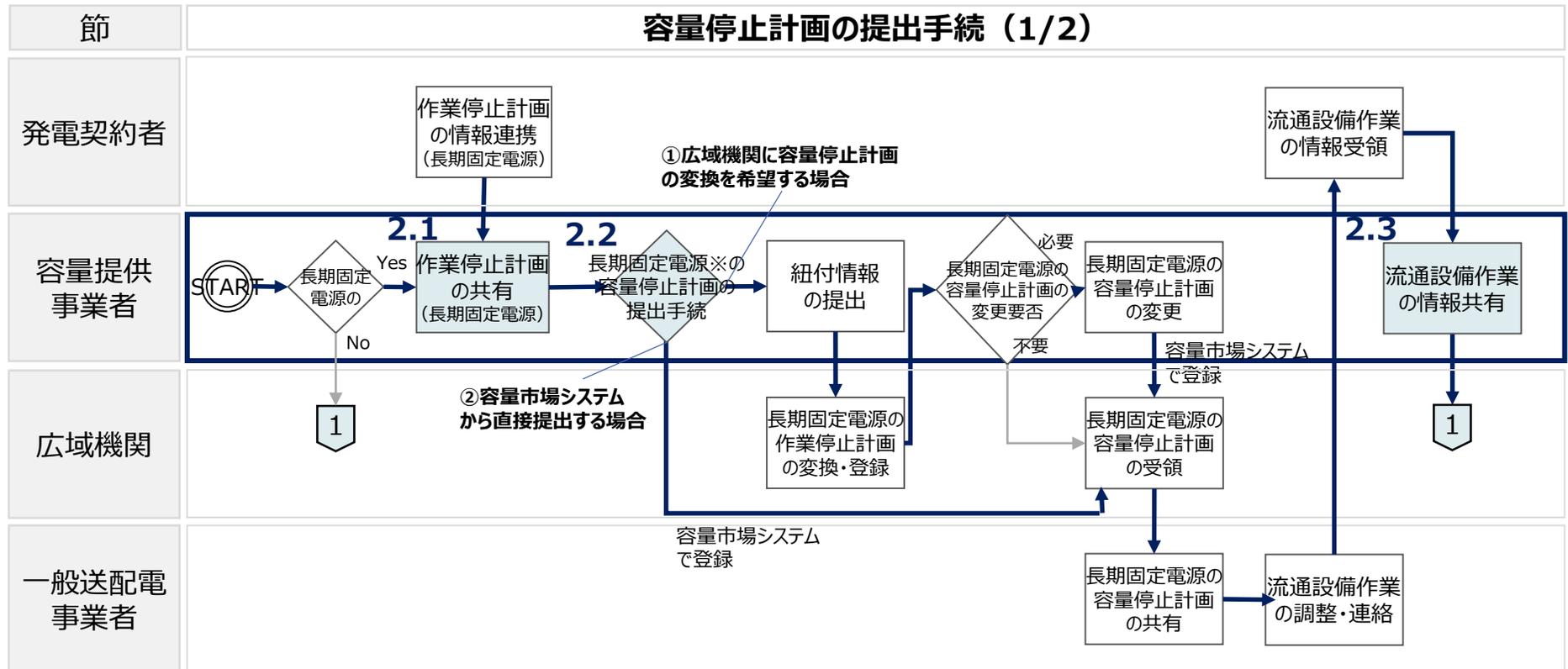
【容量停止計画の調整業務に係る業務フローと本資料・マニュアルの記載箇所】



3. 容量停止計画の提出手続 業務全体像 (1/2)

■ 容量停止計画の提出手続に係る業務全体像 (1/2) は以下の通りです。

凡例 → 容量停止計画の提出手続に必要な業務の流れ

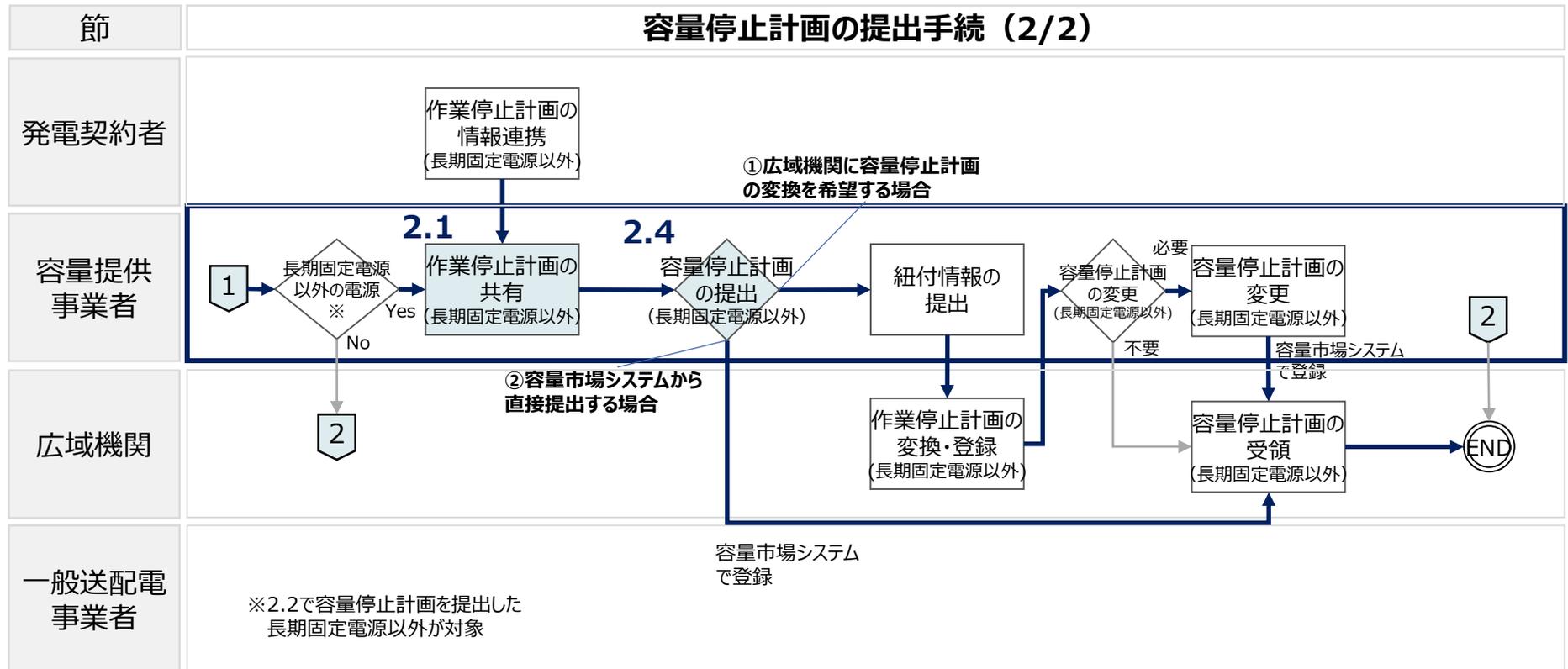


※2.2は長期固定電源のうち
流通設備作業に
同調を求める電源が対象

3. 容量停止計画の提出手続 業務全体像 (2/2)

■ 容量停止計画の提出手続に係る業務全体像 (2/2) は以下の通りです。

凡例 → 容量停止計画の提出手続に必要な業務の流れ



3. 容量停止計画の提出手続

容量停止計画の提出期限について

- 流通設備作業に伴い長期固定電源に出力抑制等が発生する場合、流通設備作業を長期固定電源の作業停止に同調することを原則※としているため、**長期固定電源とそれ以外の電源**で容量停止計画の提出期限が異なります。

※一般送配電事業者における調整の結果、必ずしも流通設備作業が同調できるとは限りません

- 11月以降の容量停止計画の調整は期限までに**提出された計画を対象**に実施します。提出期限以降、減額確定までの間は、容量停止計画の**新規追加は原則認められません**ので、対象作業がある場合は、必ず**提出期限までに提出**してください。

本業務の対象となる電源	提出期限	考え方
長期固定電源	2023年7月末日	<ul style="list-style-type: none">• 長期固定電源 (原子力、水力(揚水式を除く)又は地熱)• 流通設備作業に同調を求める長期固定電源
長期固定電源(上記以外) 長期固定電源以外の電源	2023年10月末日	<ul style="list-style-type: none">• 上記で容量停止計画を提出していない長期固定電源• 長期固定電源以外の全ての対象電源

3. 容量停止計画の提出手続 容量停止計画の追加・変更について

- 容量停止計画の調整期間終了後の**追加・変更**※1は**原則認められません**。

※1：2023年7月末までに提出した長期固定電源は2023年7月末以降、それ以外の電源は2023年12月末以降に追加・変更を行う場合

- ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因などによる追加・変更はこの限りではありません。
- やむを得ない理由により作業計画を追加・変更する場合は、**作業変更により影響を受ける他の事業者の同意**※2が得られることを基本に、追加・変更※3が認められます。

※2：同意を得る主体は容量提供事業者となり、具体的な手続（連絡先リストの提供等）は属地一般送配電事業者と協議となります

※3：容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降に提出が可能となります

- 容量停止計画の**追加・変更**により、**供給信頼度確保に影響を与える場合**、通常の作業調整により科される1.5倍の経済ペナルティが科される※4場合があります。

※4：流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更はこの限りではありません

- 容量停止計画を提出した電源が**市場退出をした場合**、**提出済みの容量停止計画を市場退出した内容に合わせて、速やかに変更(部分退出)もしくは取消(全量退出)を行ってください**。

作業停止計画の共有

容量市場に参加する電源について、作業停止計画調整マニュアルに基づき提出する作業停止計画と整合を図る必要があります。

<作業停止計画の共有>

- 容量提供事業者が発電契約者でない場合、発電契約者から情報共有を受け、**作業停止計画と整合**を図ったうえで容量停止計画を作成してください。
- 作業調整を行う場合についても、**発電契約者と情報共有**を行い対応を行ってください。
- 作業停止計画が追加・変更となる場合は、容量停止計画の追加・変更も必要となります。

■ 新規の容量停止計画を定められた提出期間中に提出する場合、2つの方法※から選択が可能です。

1. 広域機関へ作業停止計画から容量停止計画に変換を依頼する場合

2. 容量提供事業者が自ら容量市場システムに提出する場合

※提出期間以外及び容量停止計画の変更は、容量市場システムに直接提出してください。

1. 広域機関へ作業停止計画から容量停止計画に変換を依頼する場合の手続き

- 作業停止計画を登録した際に附番される広域受付番号（7桁）を発電契約者から共有を受ける
- 本機関に広域受付番号をメールにて提出
- 作業停止計画からの変換は、新規の計画提出にのみ対応
（計画変更は容量市場システムから行う）

2. 容量提供事業者が自ら容量市場システムに提出する場合の手続き

- 容量提供事業者にて作業時期・内容を検討し、容量停止計画を作成※
- 容量市場システムに容量提供事業者が自ら提出

※容量停止計画の作成を支援するツールを提供します。（25ページ参照）

3. 容量停止計画の提出手続

作業停止計画の変換 (1/3)

- 作業停止計画の変換は、広域機関HPに公表している広域受付番号入力シートを用います。
- 以下の手順に従い、広域受付番号（7桁）の提出を行ってください。

● Excelファイルの取得

本機関のHP※より「様式1 広域受付番号入力シート」をダウンロードします。

● 容量停止計画の調整業務編

■ [容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編（実需給年度の2年度前に行う容量停止計画の調整）（対象実需給年度：2025年度）](#)  (1538KB) **NEW**

■ [容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編（実需給年度の2年度前に行う容量停止計画の調整）（対象実需給年度：2025年度） 様式1 広域受付番号入力シート](#)  (19KB) **NEW**

■ [容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編（実需給年度の2年度前に行う容量停止計画の調整）（対象実需給年度：2025年度） 様式3 調整に応じることができないやむを得ない理由](#)  (16KB) **NEW**

以下を順に押下し、2025年度実需給関連ページを表示。
「容量市場関係の方」>「容量市場」
>「実需給関連（募集要綱、約款、マニュアル、応札関係等）」>「2025年度実需給関連」

※https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2025_jitsujukyu_kanren.html

● 必要事項の入力

「様式1 広域受付番号入力シート」に必要事項を記入します。

様式1
広域受付番号入力シート

容量停止計画調整の対象電源のうち、別途提出する作業停止計画と連携し、容量停止計画の作成を希望する場合は、以下に必要情報を記入し、提出してください。
※広域受付番号は、作業停止計画提出時に発番されます。広域機関システム等でご確認ください。

項目			
事業者コード	電源等識別番号	枝番	広域受付番号

- 事業者コード : 事業者コード（4桁）
- 電源等識別番号 : 電源等識別番号（10桁）
- 枝番 : 電源等情報詳細画面の詳細情報一覧における枝番を記入
- 広域受付番号 : 作業停止計画提出時に広域機関システムで発番された番号（7桁）

3. 容量停止計画の提出手続

作業停止計画の変換 (2/3)

- 広域受付番号入力シートは、提出期限の10営業日前までにメールで提出してください。
- なお、提出期間以外及び計画変更は容量停止計画を直接容量市場システムに提出してください。

メール送信先：容量市場受付窓口 youryou_uketsuke@occto.or.jp

「作業停止計画の変換」を希望する際のスケジュール

**流通設備作業に同調を求める
長期固定電源**

**7月末日の
10営業日前まで**

広域受付番号入力シート
提出

7月末日まで

変換された容量停止計画
の確認・修正

左記以外の電源

**10月末日の
10営業日前まで**

広域受付番号入力シート
提出

10月末日まで

変換された容量停止計画
の確認・修正

3. 容量停止計画の提出手続

作業停止計画の変換 (3/3)

- 広域受付番号を受領後、本機関にて容量停止計画に変換し容量市場システムに登録します。
- なお、作業停止計画から変換する際に、以下の**前提条件のもと変換**を行います。
- 容量提供事業者は容量市場システムに登録された容量停止計画を**必ず確認**し、自身で算定した数値と異なる場合は、**容量停止計画の変更**を行ってください。

【容量停止計画への変換時の前提条件】

- 作業停止期間の供給力は0kWとして月平均値を算定
ただし、変動電源（単独）は出力可能容量 = アセスメント対象容量として算定
- 応札単位に複数の電源がある場合、各電源の設備容量でアセスメント対象容量を按分
- 停止時間は考慮せず、停止日単位で停止電力の月平均値を算定
- 算定した出力可能容量が0kWとなる場合は、1kWに修正
- 月を跨ぐ作業計画は各月に分割し、容量停止計画を作成
- 作業停止計画を提出している号機の容量停止計画のみ作成

3. 容量停止計画の提出手続 流通設備作業の情報共有

容量提供事業者が発電契約者でない場合、容量提供事業者は発電契約者から**流通設備作業の情報共有**を受けて容量停止計画を作成してください。

<流通設備作業の情報共有>

- 属地一般送配電事業者は、長期固定電源の容量停止計画に同調することを原則とし、電源の出力抑制等を伴う流通設備作業を調整します。
- 当該流通作業に関する事項は**9月末日**までに発電制約が必要となる発電契約者に属地一般送配電事業者から通知されます。
- 通知される内容は、次に示す流通作業の全てを満たすことを基本とし、各エリアの系統状況や計画停止調整状況を勘案し、必要に応じて通知※されます。
 - 広域連系系統における作業停止計画
 - 停止期間が30日程度を超える作業停止計画
 - 流通設備作業により発電抑制を伴う作業停止計画

※9月末以降に流通設備作業の通知・変更がある場合は、この条件によらず都度通知

3. 容量停止計画の提出手続 システム操作・留意点

- 容量停止計画の提出手続は、容量市場システムからダウンロードするCSVファイルを用います。
- 以下の手順に従い、容量停止計画の提出を行ってください。

● CSVファイルのダウンロード

容量市場システム「ポータルトップ画面」>「容量停止計画」タブで容量停止計画管理ボタンを押下>「容量停止計画一覧」で実需給年度・電源等識別番号を入力、設定用CSV出力を押下しCSVファイルをダウンロードします。

容量市場システム

ログイン日時: 2022/06/15 10:30 ログアウト

ユーザ名: 担当 ア(フェーズ2)

容量停止計画一覧画面

TOP > 容量停止計画 > 容量停止計画管理 > 容量停止計画一覧画面

事業者コード	半角英数字で入力してください。 7Y02
実需給年度	半角英数字で入力してください。 [入力箇所]
電源等識別番号	半角英数字で入力してください。 [入力箇所]
容量停止計画登録状況	容量停止計画登録状況を絞り込みたい場合は、チェックしてください。(複数チェック可) <input type="checkbox"/> 登録確認待 <input type="checkbox"/> 変更確認待 <input type="checkbox"/> 取消確認待 <input type="checkbox"/> 調整不調電源反映済 <input type="checkbox"/> 登録確認中 <input type="checkbox"/> 変更確認中 <input type="checkbox"/> 取消確認中 <input type="checkbox"/> 調整不調電源取消済 <input type="checkbox"/> 登録確認待取下げ <input type="checkbox"/> 変更確認待取下げ

電源等識別番号を空白として「設定用CSV出力」を押下した場合は、登録されている安定電源、変動電源(単独)の情報がCSVファイルに出力されます

設定用 CSV出力 検索

3. 容量停止計画の提出手続

システム操作・留意点

■ CSVファイルの編集は次の点に留意してください。

● CSVファイルの編集

ダウンロードしたCSVファイルを編集します。
編集の際、桁数や0落ちなどに注意してください

ダウンロードしたCSVファイル
【容量停止計画設定CSV出力時】

容量停止計画ID	実需給年度	電源等識別番号	電源等の名称	受電地点特定番号	枝番	停止設備(号機単位の名称)	系統コード(号機単位)	作業開始年月日	作業開始時分	作業終了年月日	作業終了時分	広域受付番号	出力可能容量[kW]	容量停止計画登録状況	登録区分
2099	0000006102	Ph3_電源7Y02_安定1	33000000000000000000000007	1	1号機	11111	20991001	1200	20991031	2359	zzzzzzz	1	1	1	1
2099	0000006102	Ph3_電源7Y02_安定1	33000000000000000000000007	2	2号機	11111	20991001	1200	20991031	2359	zzzzzzz	1	1	1	1
2099	0000006102	Ph3_電源7Y02_安定1	33000000000000000000000007	3	3号機	11111	20991001	1200	20991031	2359	zzzzzzz	1	1	1	1

1行目のヘッダ部分(“容量停止計画ID”~“登録区分”の部分)では、ダブルクォーテーション[“”]を削除しないでください。
2行目以降のボディ部分(登録する情報の部分)では、ダブルクォーテーション[“”]を削除してください。
(ダブルクォーテーション[“”]を付けないでください。)

【CSV提出時(必要項目入力後)】

容量停止計画ID	実需給年度	電源等識別番号	電源等の名称	受電地点特定番号	枝番	停止設備(号機単位の名称)	系統コード(号機単位)	作業開始年月日	作業開始時分	作業終了年月日	作業終了時分	広域受付番号	出力可能容量[kW]	容量停止計画登録状況	登録区分
2099	0000006102	Ph3_電源7Y02_安定1	33000000000000000000000007	1	1号機	11111	20991001	1200	20991031	2359	zzzzzzz	1	1	1	1
2099	0000006102	Ph3_電源7Y02_安定1	33000000000000000000000007	2	2号機	11111	20991001	1200	20991031	2359	zzzzzzz	1	1	1	1
2099	0000006102	Ph3_電源7Y02_安定1	33000000000000000000000007	3	3号機	11111	20991001	1200	20991031	2359	zzzzzzz	1	1	1	1

容量停止計画を提出しない場合、対象行を削除

必要項目を入力

登録区分は1を入力

CSVファイルに記載する項目一覧

No	項目	入力内容
①	容量停止計画ID	編集しない(空欄、または入力済みの値のまま)
②	実需給年度	編集しない(入力済みの値のまま)
③	電源等識別番号	編集しない(入力済みの値のまま)
④	電源等の名称	編集しない(入力済みの値のまま)
⑤	受電地点特定番号	編集しない(入力済みの値のまま)
⑥	枝番	編集しない(入力済みの値のまま)
⑦	停止設備(号機単位の名称)	編集しない(入力済みの値のまま)
⑧	系統コード(号機単位)	編集しない(入力済みの値のまま)
⑨	作業開始年月日	yyyymmdd形式の半角数字で入力 例: 2099年10月1日に作業開始の場合「20991001」と入力
⑩	作業開始時分	hhmm形式の半角数字で入力 例: 9:05に作業開始の場合「0905」と入力
⑪	作業終了年月日	yyyymmdd形式の半角数字で入力 例: 2099年10月3日に作業終了の場合「20991003」と入力
⑫	作業終了時分	hhmm形式の半角数字で入力 注: 24:00の場合「2359」と入力 例: 9:05に作業終了の場合「0905」と入力
⑬	広域受付番号	広域機関システムから取得した広域受付番号を入力 広域受付番号がない場合「zzzzzzz」を入力
⑭	出力可能容量[kW]	1以上の数値を入力。出力可能容量が0kWの場合は「1」を入力
⑮	容量停止計画登録状況	編集しない(空欄、または入力済みの値のまま)
⑯	登録区分	1,2のいずれかの半角数字を入力 1: 初回登録 2: 変更(2回目以降)

3. 容量停止計画の提出手続

システム操作・留意点

- 容量市場システムからダウンロードするCSVファイルを用います。
- 以下の手順に従い、容量停止計画の提出を行ってください。

● CSVファイルの保存

CSVのファイルは以下の名前で保存します。

初回提出：容量停止計画_0123_2099_0123456789_A1_R0.CSV

事業者 対象 電源等識別番号 枝番※ 変更
コード 実需給年度 回数

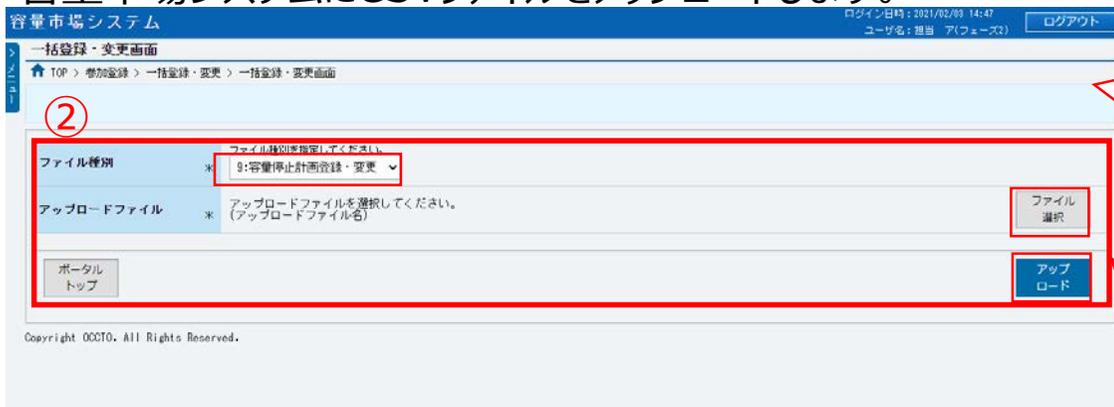
※枝番はファイルを分割する場合のみ

＜容量停止計画をまとめる場合の留意点＞

- ・1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は2行目以降に入力
- ・複数の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号をファイル名に記載
- ・容量停止計画は号機単位で作成
- ・月を跨る作業計画は、月単位に分けて作成
- ・他事業者の容量停止計画をまとめることはできません
- ・容量停止計画を変更する場合は、変更する容量停止計画のみ提出してください。変更しない容量停止計画は当該の行を削除のうえ提出

● CSVファイルのアップロード

容量市場システムにCSVファイルをアップロードします。



①

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブで「一括登録・変更」を押下して、「一括登録・変更画面」へ遷移

②

>「ファイル種別」で「9:容量停止計画登録・変更」を選択。ファイル選択ボタンを押下、アップロードしたい容量停止計画(年間)を選択し、アップロードボタンを押下してください。

- ※ 容量停止計画はユニット単位で作業毎に提出する必要があります。
- ※ 容量停止計画を誤って提出した場合や、アップロード処理の成否確認方法、提出単位詳細については業務マニュアルを参照してください。

3. 容量停止計画の提出手続

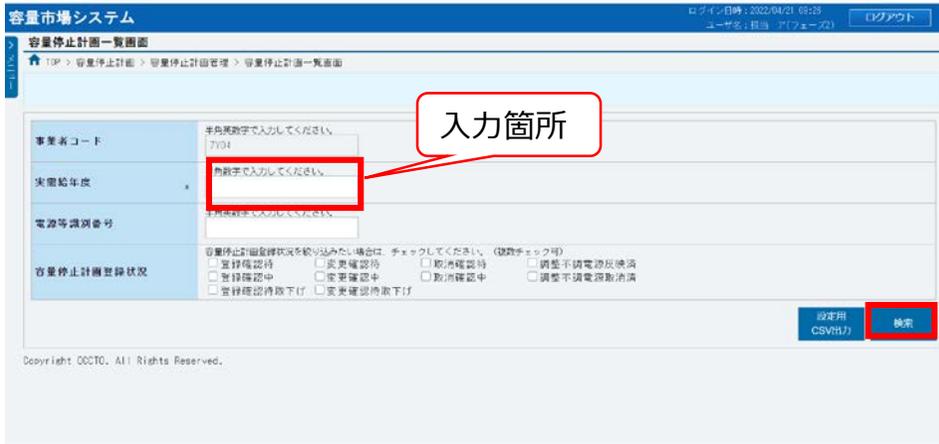
システム操作・留意点（取下げ/取消処理）

- 容量停止計画を誤って提出してしまった場合、容量停止計画の取下げ/取消ができます。
- 容量停止計画の取下げ/取消は次の手順で行ってください。

● CSVファイルの取り下げ/取消

容量市場システム「ポータルトップ画面」>「容量停止計画」タブで容量停止計画管理ボタンを押下>「容量停止計画一覧」で実需給年度を入力、「検索」を押下します。表示された一覧から取り下げたい容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れて「取下げ」もしくは「取消」を押下します。「容量停止計画登録状況」が「登録確認待」及び「変更確認待」の場合のみ取下げ/取消が可能です

【容量停止計画一覧画面】



【容量停止計画の取下げイメージ】



- 容量停止計画を容量市場システムに登録等を行う際の手続きについてまとめる。

手続		状態	手続時の留意点
①	初回登録	容量停止計画を新規で提出	<ul style="list-style-type: none">・CSVファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする・提出時に容量停止計画IDが入力されている場合は取込エラーとなる・容量停止計画CSVの登録区分は「1」で入力
②	変更	提出済みの容量停止計画を変更	<ul style="list-style-type: none">・CSVファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする・システムの登録状況が「登録確認待」もしくは「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能・容量停止計画CSVの登録区分は「2」で入力・変更の場合、登録済みの容量停止計画の取消は不要
③	取消	提出済みの容量停止計画を取消	<ul style="list-style-type: none">・容量市場システムにおいて操作・提出済みの容量停止計画が削除される・システムの登録状況が「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能
④	取下げ	容量停止計画の初回登録、変更、取消の手続中の容量停止計画を取下げ	<ul style="list-style-type: none">・容量市場システムにおいて操作・手続き前の状態に戻るだけで、提出済みの容量停止計画はなくなる・システムの登録状況が「登録確認中」、「変更確認中」、「取消確認中」の際に手続きが可能

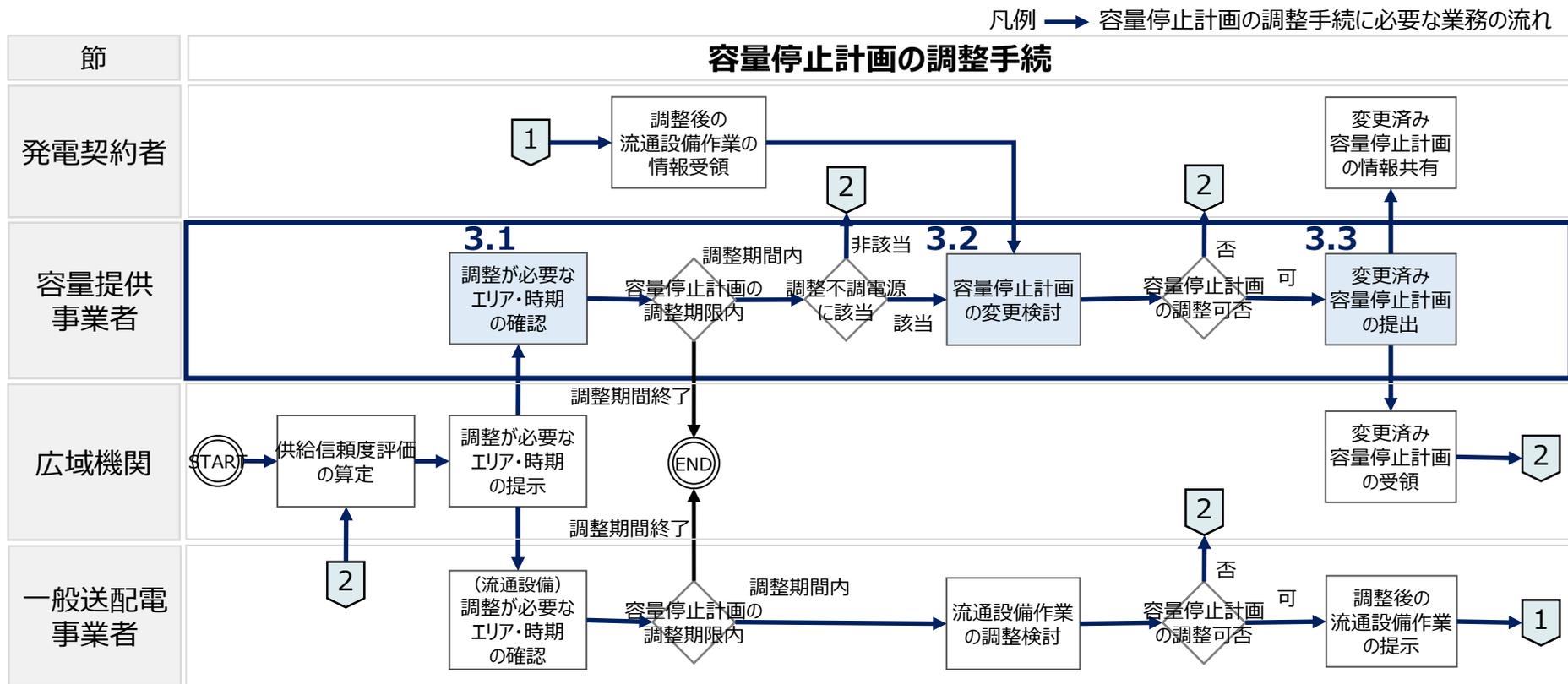
- 下図において、容量停止計画を容量市場システムに提出等した際に、表示されるステータスとシステム内の状態についてまとめる。

ステータス		状態	可能な操作とステータス遷移先
①	なし	容量停止計画が提出されていない状態	容量停止計画の登録(②)
②	登録確認待	登録の容量停止計画が提出された状態	容量停止計画の変更(④)・取下げ(⑩)
③	登録確認中	本機関において内容の確認中の状態	事業者側の操作不可 本機関確認後(⑧)
④	変更確認待	変更の容量停止計画が提出された状態	容量停止計画の変更(⑤)・取下げ(⑪)
⑤	変更確認中	本機関において内容の確認中の状態	事業者側の操作不可 本機関確認後(⑧)
⑥	取消確認待	取消の容量停止計画が提出された状態	容量停止計画の取下げ(⑧)
⑦	取消確認中	本機関において内容の確認中の状態	事業者側の操作不可 本機関確認後(⑨)
⑧	調整不調電源反映済	容量停止計画(登録・変更)が反映された状態	容量停止計画の変更(④)・取消(⑥)
⑨	調整不調電源取消済	容量停止計画(取消)が反映された状態	—
⑩	登録確認待取下げ	容量停止計画を取下げした状態	—
⑪	変更確認待取下げ	容量停止計画を取下げした状態	—

4. 容量停止計画の調整手続

業務全体像

■ 容量停止計画の調整手続に係る業務全体像は以下の通りです。



調整スケジュール

■ 容量停止計画の調整手続

- 容量提供事業者は**各エリアの供給信頼度の確保状況**を踏まえ、容量停止計画の**調整**を行う必要があります。
- 容量停止計画の変更は、期間によって調整可能対象※¹が異なります。
 - ※ 1 提出期限までに提出された容量停止計画が対象
(調整期間中は容量停止計画の新規追加は原則受け付けません)
- 各STEP終了時点で**供給信頼度の基準を満たしている月**に容量停止計画を提出している電源は、**調整不調電源の対象外**として登録されます。
- 調整不調電源の対象外として登録された電源が作業調整した場合は、調整不調電源の対象外として登録された状態が一旦無効となり、STEP終了時点で再度判定を行います。

	期間	調整可能な電源	容量停止計画の調整先として選択可能な期間
STEP1	11月第1週～11月第3週	全電源	全期間に自由に変更可能
STEP2	11月第4週～12月第1週	全電源	供給信頼度に影響を与える月の停止電力が現状より増加する変更はできない
STEP3	12月第2週～12月第3週	原則調整不調電源	供給信頼度に影響を与える月の停止電力が現状より増加する変更はできない
STEP4※ ²	12月第4週～12月第5週	個別調整対象の電源	個別調整により判断

※2: 供給信頼度に影響を与える状況が解消される見込みがない場合に限り実施

3. 2023年度に実施する容量停止計画の調整業務について

6

①調整ステップのスケジュールの変更

- 「調整期間のステップ1の期間延長、ステップ4の年末時期の回避」など、期間設定のご意見も踏まえつつ、**ステップの期間設定について運用状況を踏まえた変更**を行い、調整を行う期間のうち11月～12月のステップ1～4のスケジュール変更について、現在意見募集を行っている。
- また、供給計画の提出時期を考慮し、**容量停止計画の調整期間（11月～12月）の設定については昨年度どおり**としている。
- ついては、ステップ1と4の期間の変更により、ステップ2と3は1週間ずつ短縮となるが、ステップ2については、昨年度も2週間で実施したことや、ステップ3については変更可能な電源数が絞られている段階であることから、**ステップ1と4の期間延長**を行う形としている。

		2022年度	意見募集中の案	期間の差
STEP1	全ての電源が時期の変更を可能とする。	11月第1週～11月第2週 (2週間)	11月第1週～11月第3週 (3週間)	+ 1週間
STEP2	全ての電源が時期の変更を可能とする。 ただし、供給信頼度に影響を与える月への変更は不可とする。	11月第3週～12月第1週 (3週間)	11月第4週～12月第1週 (2週間)	▲ 1週間
STEP3	原則、調整不調となっている電源が時期の変更を可能とする。ただし、供給信頼度に影響を与える月への変更は不可とする。	12月第2週～12月第4週 (3週間)	12月第2週～12月第3週 (2週間)	▲ 1週間
STEP4	供給信頼度に影響がある場合のみ個別調整	12月第5週 (1週間)	12月第4週～12月第5週 (2週間)	+ 1週間

4. 容量停止計画の調整手続

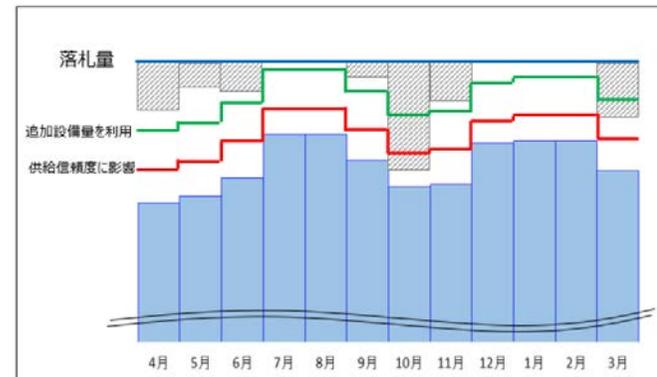
各エリア・時期の供給信頼度確保状況の確認①

- 本機関は、調整期間中において、変更された容量停止計画を反映し、各エリア・時期の供給信頼度の確保状況等を**原則週に2回（火曜・木曜）**確認します。
- 算定結果は容量市場システムのお知らせに掲載され、メールが送付されます。
- その後、容量市場システムのトップ画面の「お知らせ一覧」にて確認ができます。

■ 本機関が提示する情報（エリア、月毎）

- 作業可能量
 - ✓ 追加設備量を利用する場合
 - ✓ 供給信頼度確保に影響を与える場合
- EUE基準値
 - ✓ 追加設備量を利用する場合
 - ✓ 供給信頼度確保に影響を与える場合
- 作業停止量
- EUE算定結果
- 減額率

4月					
作業可能量 (MW)		作業停止量 (MW)	EUE基準値(kWh/kW・月)		EUE (kWh/kW・月)
① 追加設備利用	② 信頼度影響		① 追加設備利用	② 信頼度影響	
39,724	42,004	34,424	0.0014	0.0062	0.0003
作業可能な量		停止量が取まっているかの確認	基準となる供給信頼度		供給信頼度で確認
5,233	5,477	5,144	0.0369	0.0760	0.0283



提示する情報のイメージ

4. 容量停止計画の調整手続

各エリア・時期の供給信頼度確保状況の確認②

- 各エリア・時期の供給信頼度確保状況は原則**週2回（火、木）**公表します。
- なお、容量市場システム利用可能時間は下図のとおりです。



<イメージ（月～金が平日の場合）>

	月	火	水	木	金
容量提供事業者	9' 15' 18' 前日算定結果反映可能時間	9' 18' 前日算定結果反映可能時間	9' 15' 18' 前日算定結果反映可能時間	9' 18' 前日算定結果反映可能時間	9' 18' 前日算定結果反映可能時間
広域機関		13' 算定期間 公表		13' 算定期間 公表	

4. 容量停止計画の調整手続

調整不調電源の判定基準

- 調整不調電源の判定基準は全ステップにおいて、「供給信頼度（EUE）評価」とします。
- なお、調整実施量を判断しやすいように、ステップ1の「作業可能量」は、参考情報として情報提供を継続します。

	調整不調電源の判定基準	
	2022年度	2023年度
STEP1	作業可能量	供給信頼度（EUE）
STEP2以降	供給信頼度（EUE）	供給信頼度（EUE）

「調整不調電源の判定基準のステップ毎の統一化」など、運用業務のわかりやすさの観点から、全ステップ共通で「供給信頼度（EUE）評価」を調整不調電源の判定基準とした。

4. 容量停止計画の調整手続

システム操作・留意点

- 作業調整が完了した後に、容量停止計画を変更します。
- 「**変更調整後の容量停止計画の提出**」は、以下の手順に従い、変更調整後の容量停止計画の提出を行ってください。

● CSVファイルの保存

CSVのファイルは以下の名前で保存します。

1回目更新時：容量停止計画_0123_2099_0123456789_A1_R1.CSV

事業者 対象 電源等識別番号 枝番※ **変更回数**
コード 実需給年度
※枝番はファイルを分割する場合のみ
R2
R3
⋮

● CSVファイルのアップロード

容量市場システムにCSVファイルをアップロードします。

※「2.容量停止計画の提出」と基本的には同様の業務となりますが、赤字箇所は変更点となりますのでご注意ください。

<容量停止計画をまとめる場合の留意点>

- ・1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は2行目以降に入力
- ・複数の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号をファイル名に記載
- ・容量停止計画は号機単位で作成
- ・月を跨る作業計画は、月単位に分けて作成
- ・他事業者の容量停止計画をまとめることはできません
- ・容量停止計画を変更する場合は、変更する容量停止計画のみ提出してください。変更しない容量停止計画は当該の行を削除のうえ提出



① 容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブで「一括登録・変更」を押下して、「一括登録・変更画面」へ遷移

② >「ファイル種別」で「9:容量停止計画登録・変更」を選択。ファイル選択ボタンを押下、アップロードしたい容量停止計画(年間)を選択し、アップロードボタンを押下してください。

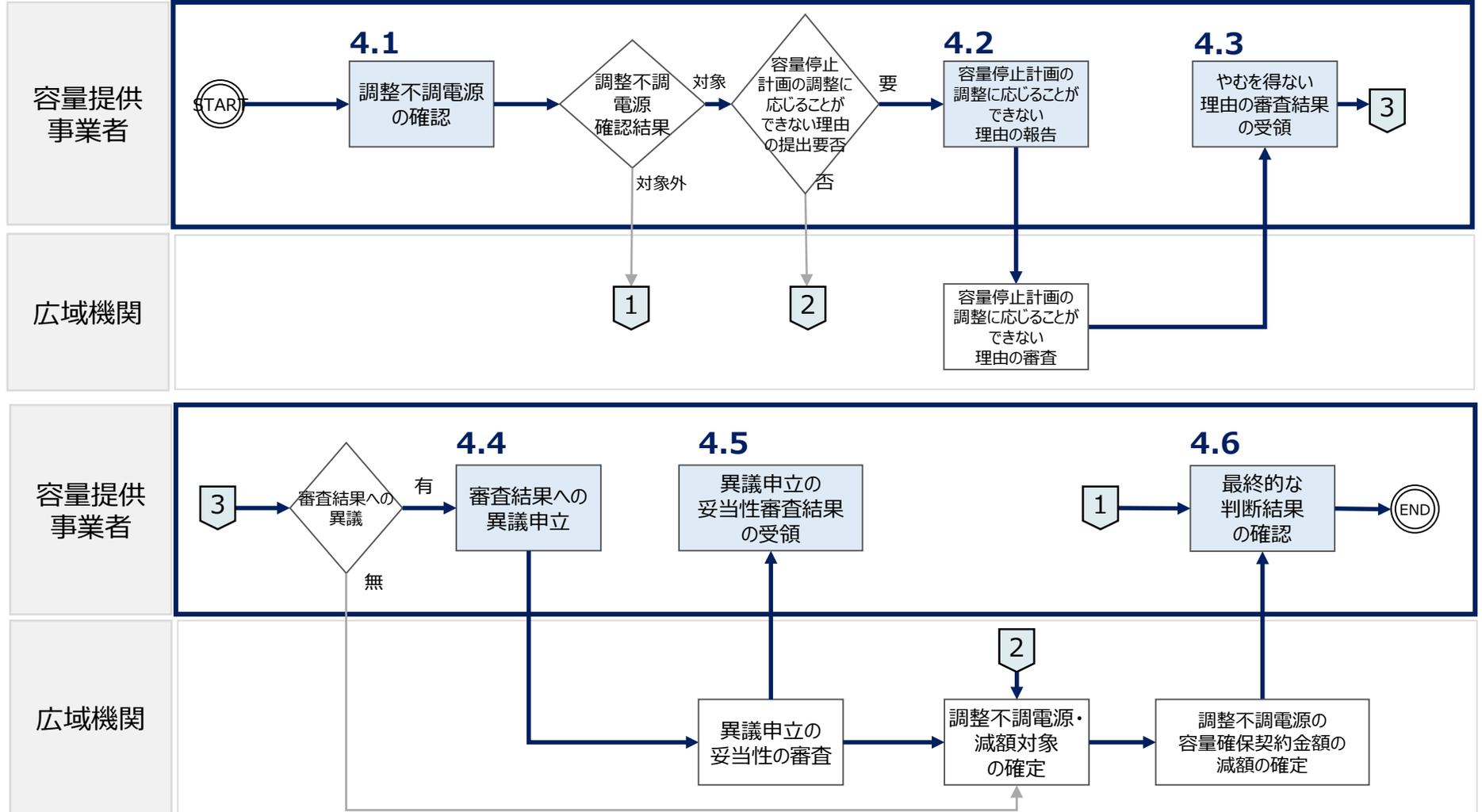
※ 容量停止計画はユニット単位で作業毎に提出する必要があります。
※ 容量停止計画を誤って提出した場合や、アップロード処理の成否確認方法、提出単位詳細については業務マニュアルを参照してください。

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続

業務全体像

■ 容量確保契約金額の減額の確定に係る業務全体像は以下の通りです。

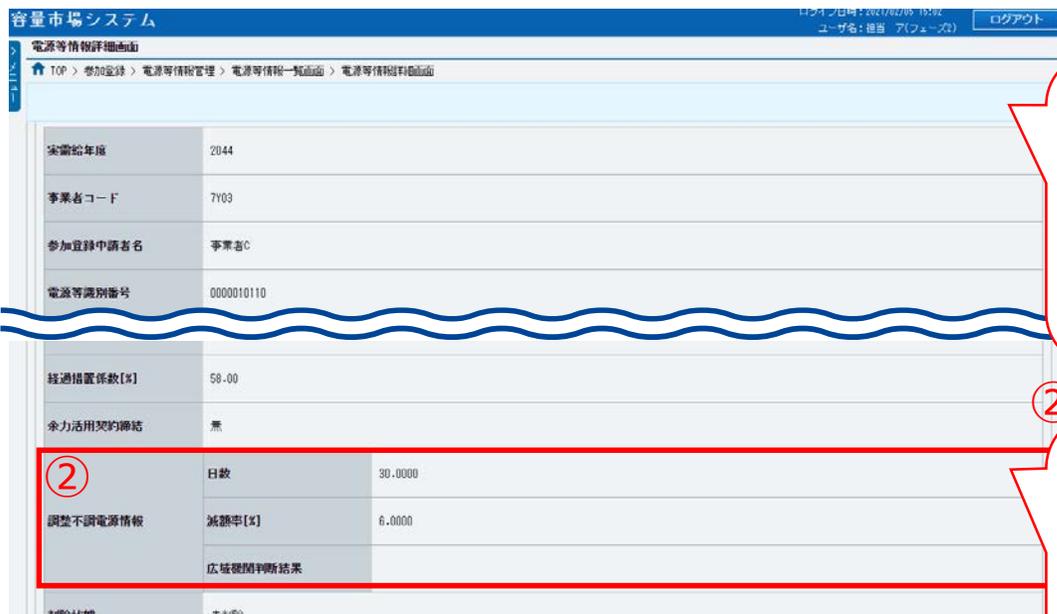
凡例 → 容量確保契約金額の減額の確定手続に必要な業務の流れ



5. 容量確保契約金額の減額の確定手続

調整不調電源の確認

- 実需給年度2年度前の**2023年11月から12月末に調整不調電源の登録通知**が送付されます。また、実需給年度2年度前の2024年1月上旬以降、容量市場システムにて**調整不調電源の該当有無**を確認することができます。
- 調整不調電源となった電源の確認にあたっては、電源等情報詳細画面において以下の操作を行ってください。



① 以下を順に押下し、電源等情報詳細画面を表示します。

「ポータルトップ画面」>「参加登録」タブで「電源等情報管理」を押下
>「電源等情報一覧画面」で実需給年度等必要情報を入力し検索
>「電源等情報一覧(安定電源)」または「電源等情報一覧(変動電源(単独))」にて対象の電源等識別番号リンクを押下
>「電源等情報詳細画面」へ遷移します。

② 「電源等情報詳細画面」の「調整不調電源情報」欄にて「日数」「減額率(%)」「広域機関判定結果」を確認してください。下図の内容で表示されます。

	調整不調電源の対象の場合	調整不調電源の対象外の場合
日数	作業調整に基づく結果	0.0000
減額率[%]	0.3000	0.0000
広域機関判断結果	空白	調整不調対象外

※ 容量停止計画が調整不調エリア・時期に該当する場合、電源は調整不調電源となり、容量確保契約金額の減額対象となる可能性があります。
※ 複数の容量停止計画を提出している場合、日数および減額率は応札単位の数値として集計されます。内訳は確認することができません。
※ 減額率、調整不調日数が両方変数のため、減額率算定は減額率を0.3%相当で固定し、調整不調日数を算定します。

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続

容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告

容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告について、以下の留意点をご確認ください。

■ やむを得ない理由の報告

- 調整不調電源であることが確認された電源は必要に応じて、実需給年度2年度前の**2024年1月最終営業日**までに**やむを得ない理由をメール**にて報告してください。

メール送信先：容量市場受付窓口 youryou_uketsuke@occto.or.jp

「容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告」に係るスケジュール（実需給年度2年度前、2024年1月～）

1月最終営業日まで

容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告

**2月末日の
10営業日前まで**

やむを得ない理由の審査結果の受領

**審査結果の受領から
5営業日以内**

審査結果への異議申立

2月末日まで

異議申立の妥当性審査結果の受領

- 調整期間終了時点で調整不調電源の対象となった場合は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象となります。
- 調整に応じることができない**やむを得ない理由**がある場合は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象とならない場合があります。
- なお、やむを得ない理由の例は以下の通りですが、**具体的には提出いただいた理由**※を個別に確認いたします。
 - 一般送配電事業者との調整が必要である場合(送電線の停止のために計画停止の調整する場合など)
 - メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合
 - その他、本機関が妥当であると認めた場合※やむを得ない理由を証明する資料は第三者（他部所含む）が作成したものを提出してください

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続

調整不調電源の容量確保契約金額の減額確定

調整不調電源の容量確保契約金額の減額確定について、以下の留意点をご確認ください。

■ 調整不調電源の該当有無、容量確保契約金額の減額確定

- やむを得ない理由の報告やその結果に対する異議申立により、**容量確保契約金額の減額に変更**があった場合は、広域機関より審査結果のメール、容量市場システムより**変更通知のメール**が送付されます。
- やむを得ない理由の報告後、実需給2年度前の**2024年2月末日頃**、**調整不調電源の該当有無、容量確保契約金額の減額が確定**します。調整不調電源の該当有無及び容量確保契約金額の減額は、容量市場システム上で確認ができます。
(やむを得ない理由の報告を行っていない場合も容量市場システム上で確認してください。)

	やむを得ない理由	減額の有無 契約変更の有無	日数	減額率[%]	広域機関判断結果
調整不調電源	認められた場合	無	0.0000	0.3000%	ペナルティ要素対象外
	認められなかった場合 /未提出	有*	*.****	0.3000%	ペナルティ要素対象
調整不調電源 以外	—	無	空欄or「0」	空欄or「0」	調整不調対象外

※減額率 0%で減額が 0 円の場合は、ペナルティ要素対象外とする。

■ 容量確保契約内容の変更

- 容量確保契約金額の減額が確定し、契約金額に変更が発生する場合は、容量確保契約金額の減額状況を反映した**変更契約書の締結**が必要となります。
- 減額後の容量確保契約金額の確認、および関連業務の手続きの詳細については「容量停止計画の調整業務編」、「メインオークションへの応札・容量確保契約書の締結編」をご参照ください。

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続

調整不調電源の容量確保契約金額の減額の考え方①

- 容量確保契約金額の減額は、経過措置係数と本機関で算定した減額率、調整不調の日数を乗じた値となります。

■ **減額 = 契約単価 × 契約容量 × 経過措置係数 × 減額率 × 調整不調日数**

- 契約単価
 - ✓ 容量確保契約書で締結した価格
- 契約容量
 - ✓ 容量確保契約書で締結した容量
- 経過措置係数
 - ✓ 2010年度末以前に建設された電源の容量確保契約金額に対して、一定の控除率を設定して、支払額を減額する係数（経過措置係数 = 1 - 控除率）
- 減額率
 - ✓ 「追加設備量を利用する場合」と「供給信頼度確保に影響を与える場合」を考慮し算定※（詳細は次頁以降で説明）
- 調整不調日数
 - ✓ 各STEP終了時点で、「追加設備量を利用する場合」と「供給信頼度確保に影響を与える場合」に該当する日数相当※（詳細は次頁以降で説明）



※但し、容量市場システム上は、減額率、調整不調日数が両方変数のため、減額率を0.3%相当で固定し、調整不調日数を表示

調整不調電源情報	日数	0.0000
	減額率[%]	0.0000
	広域機関判断結果	調整不調対象外

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続

調整不調電源の容量確保契約金額の減額の考え方②

- 減額算定の考え方について（減額率と調整不調日数）

■ **減額 = 契約単価 × 契約容量 × 経過措置係数 × 減額率⁽¹⁾ × 調整不調日数⁽²⁾**

- (1)減額率
= 追加設備量を利用する場合の減額率⁽¹⁻¹⁾ + 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率⁽¹⁻²⁾
- (1-1) 追加設備量を利用する場合の減額率
= 0.3%/日 × (追加設備量を利用する容量 ÷ 追加設備量) × (追加設備量を利用する容量 ÷ 停止対象容量)
- (1-2) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率
= 0.6%/日 × (供給信頼度確保に影響を与える容量 ÷ 停止対象容量)



- 各月、各エリアに適用される減額率は、調整期間中、「供給信頼度算定結果」にてご確認頂けます。

減額率% (参考値)											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0.0000	0.0000	0.0000	0.2382	0.0968	0.0000	0.0000	0.0137	0.0000	0.0000	0.0153	0.0000

- (2)調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率⁽²⁻¹⁾ × 1ヶ月の日数
(2-1)出力可能容量に関する補正率
= (1 - 出力可能容量 ÷ 応札単位のアセスメント対象容量)

【Q-1】

- 送電線側の計画外作業や事故により発電所が停止した場合など、突発的に発生した事象に対しても一般送配電事業者と連絡を取ることで容量停止計画の調整をしたこととみなされるか示していただきたい。

【A-1】

- 容量停止計画の調整は2年度前に実施する予定ですので、送電線側の計画外作業や事故による発電所の停止は想定しておりません。ただし、やむを得ない理由により容量停止計画の追加・変更が必要となる場合は、影響を受ける他の事業者の同意を得ることを基本に追加・変更が可能となります。

【Q-2】

- 「追加設備量」とは具体的に何を指すのか。また、「供給信頼度に影響を与える場合、及び追加設備量を利用する場合」の基準はいつ頃公表されるか。

【A-2】

- 追加設備量とは、実需給年度において電源の計画停止を行うことにより減少する供給力を補うために供給予備力に加えて追加で確保する供給力です。基準につきましては、調整期間中、週2回（火・木）に公表します。

【Q-3】

- ▶ やむを得ない理由と認められる判断基準および証明書類について確認したい。

【A-3】

- ▶ やむを得ない理由については個別に判断しますが、認められる事例は以下のとおりです。
 - ✓ 一般送配電事業者との調整が必要である場合(送電線の停止のために計画停止の調整する場合など)
 - ✓ メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合
- ▶ また、やむを得ない理由は様式3に記載の上、第三者（他部署含む）が作成した各証明資料を添付し、提出してください。

証明資料（例）

証明資料の例は以下のとおり。

- ✓ 作業調整を行った経緯および結果が記載された文書（例：右図参照）
- ✓ 一般送配電事業者・広域機関が作成した文書
- ✓ 公的文書 等

なお、以下の場合、証明資料として認められません。

- ✓ 調整経緯が把握できない文書
- ✓ 調整できなかった理由が把握できない文書
- ✓ 工程表のみ
- ✓ メール文書

▲▲会社
○○部

○○メーカー株式会社
△△部

作業調整の結果について

✓ご依頼内容

以下作業の期間変更について

- ・作業内容 : ○○発電所 中間点検
- ・作業期間 : (変更前) ●月○日～▲月△日
: (変更案) ■月○日～☆月▲日

✓回答

ご依頼いただきました作業期間の調整について検討致しましたが、対応はできません。

以上

【Q-4】

- 容量停止計画は調整期間終了後以降、原則追加・変更が禁止とされているが、それ以降の提出は認められないのか。

【A-4】

- 容量停止計画の提出期限までに提出頂き、調整期間内に変更頂く事を原則としますが、やむを得ない理由により、調整期間終了以降に追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更可能です。
- 他の事業者等との調整終了後に本機関に連絡した上で、容量市場システムに容量停止計画を登録してください。ただし、容量市場システムへの登録は、容量確保契約金額の確定以降に受付を再開します。

【Q-5】

- 電源を差し替えた場合、容量停止計画はどのように対応するのか。

【A-5】

- 電源を差し替えた場合、差替元のリクワイアメントを満たす必要があります。容量停止計画提出後に電源を差し替えた場合は、差替元の容量停止計画を順守する必要があります。

【Q-6】

- どのような作業を容量停止計画として提出する必要があるのか。

【A-6】

- 定期補修及び中間補修を対象として、容量停止計画を提出していただきます。なお、作業日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な作業については、提出不要です。

【Q-7】

- 市場退出を行った電源が、容量停止計画を提出していた際に必要な手続きはあるか。

【A-7】

- 市場退出を行った電源の容量停止計画は、速やかに市場退出の内容を反映した容量停止計画に変更(部分退出の場合)もしくは取消(全量退出の場合)の手続きを行ってください。

【Q-8】

- 容量停止計画は一般送配電事業者の流通設備作業に必ず同調させる必要があるのか。

【A-8】

- 電源の作業計画は一般送配電事業者の流通設備作業に同調いただくことが合理的と考えますが、事業者にて同調の要否について検討いただくことを否定するものではありません。

【Q-9】

- 7月末までに提出が必要となる長期固定電源(原子力、水力(揚水式を除く。))又は地熱)は容量提供事業者が同調を求める電源のみという理解で良いか。

【A-9】

- 当該年度において長期固定電源に出力抑制等が発生する流通設備作業については、長期固定電源の作業停止に同調することを原則としております。長期固定電源の作業停止を一般送配電事業者が把握するため、流通設備作業へ同調を希望する長期固定電源を保有する容量提供事業者は、7月末までに容量停止計画の提出をしてください。ただし、必ずしも流通設備作業が同調できるとは限りません。同調を求めない場合は10月末までに提出してください。

【Q-10】

- 調整係数が適用される電源の出力可能容量の算定方法を確認したい。

【A-10】

- 変動電源(単独)の容量停止計画を提出する際は、停止電力量の反映は不要です。
具体的には、「出力可能容量 = 当該月のアセスメント対象容量」として提出※してください。
※停止電力が0kWの場合でも作業計画把握のため、容量停止計画の提出は必要です
- 純揚水については、出力可能容量の算定は調整係数が反映された応札容量では無く、期待容量等算定諸元一覧の「各月の管理容量」を用います。各月の管理容量に、作業および作業を考慮した運転継続時間から求めた調整係数を乗じ、出力可能容量を算定ください。

【Q-11】

- 流通設備作業が追加・変更となったことに伴い容量停止計画を追加・変更した場合に調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象となるのか。

【A-11】

- 流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更を行った場合は、ペナルティ要素対象外となり減額はゼロとなります。

【Q-12】

- 「2023年11月以降の調整期間においては、原則容量停止計画の新規の提出はできません。ただし、容量停止計画の新規追加は除きます」と記載があるが、新規追加が可能な具体的なケースを提示いただきたい。

【A-12】

- 2023年11月以降の調整期間においては、10月末までに提出済みの容量停止計画の変更に伴う玉突き等による新規作業の追加等の場合は提出が可能です。

例：作業時期変更により新たな月に計画変更する場合

変更前 11月 1日～11月 30日（11月分を提出）

変更後 11月 15日～12月 15日（11月分を変更および12月分を新規提出）

<参考>

「容量市場業務マニュアル（容量停止計画の調整業務編）（対象実需給年度：2025年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

https://www.occto.or.jp/iken/2023/files/230614_teishikeikaku_goiken.pdf

- 問合せ先は下記ページをご確認ください。

- <https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html>

電力広域的運営推進機関

OCCTO

English お問い合わせ

検索 専用システム

広域機関について

各種手続き

① 当機関からのお知らせ

委員会・検討会

報告書

意見募集

調達

採用情報

twitter facebook

広域機関の会員になる方 発電事業者 小売事業者 送配電事業者 容量市場関係の方

ホーム > 容量市場・発電設備等の情報掲示板 > 容量市場 > 容量市場に関するお問い合わせ連絡先

— 容量市場に関するお問い合わせ連絡先 —

容量市場に関するお問い合わせ連絡先をご案内します。
なお、恐れ入りますが、お問い合わせの前にFAQをご覧ください。

容量市場 FAQ

現在、多くのお問い合わせをいただいております。回答までに7~10日ほどのお時間をいただいておりますので、ご了承下さい。

— 参加登録専用問合せ窓口

- 下記に関するお問い合わせは、参加登録お問い合わせフォーマットにご記入の上（※）、以下のメールアドレスまでお送りください。
- 参加登録（事業者情報・電源等情報・期待容量）
※応札に関するお問い合わせは、その他の問合せ窓口にお送りください。
- 事業者コード・クライアント証明書・系統コード
※事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得申請に関するお問い合わせ先は、下記資料内をご参照ください。

資料：容量市場における事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得について (718KB)

メールアドレス：youryou_toroku@occto.or.jp

参加登録お問い合わせフォーマット (20KB)

※メール本文への質問事項の記入はお控え下さい

— その他の問合せ窓口

参加登録以外に関するお問い合わせは、以下のメールアドレスまでお送りください。お問い合わせ内容はメール本文に記載していただいても構いません。
なお、お問い合わせの際には、「事業者名・担当者名・連絡の取れる電話番号」を明記するようにしてください。

メールアドレス：youryou_inquiry@occto.or.jp

こちらまでお問い合わせください。

昨年度からの変更点

■ 容量停止計画の提出手続

- 調整手続き期間（11月以降）の**新規提出は原則認められないこと**の明確化（p.18）
- 市場退出した場合の容量停止計画の**変更もしくは取消**が必要なことの明確化（p.19）

■ 容量停止計画の調整手続き

- 調整STEP 2、3で供給信頼度に影響を与える月の停止電力が**直前のSTEPよりも増加する変更が原則できない事**の明確化（p.34）
- **各調整STEPの期間変更**（p.34~35）

■ 容量確保契約金額の減額の確定手続き

- 様式3（**調整に応じることができないやむを得ない理由**）追加（p.43）
- 調整不調電源情報における広域機関判断結果の**凡例追加**（p.44）
- 減額率の算定式の明確化（p.45~46）